平成２０年度黒石市上下水道部水質検査計画

１．基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するため、以下の方針で水質検査を行います。

（１）　採水場所は、給水栓(蛇口)とし、配水系統等を考慮して、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

（２）　検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び、水質管理上必要と判断した項目について行います。

（３）　検査回数は、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査は、毎日行います。また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH 値、味、臭気、色度及び濁度の検査は、月１回行います。

原水等の変動による汚染のおそれがなく、過去の検査結果から判断して、３年に１回以上まで検査回数を省略することが可能な検査項目についても安全であることを確認するため、年１回は検査を行います。

（４）　この計画の期間は、平成２０年４月１日～２１年３月３１日までとし、計画の内容は毎年見直すこととします。

２．水道事業の概要

（１）黒石市上水道

黒石市の上水道は、津軽広域水道企業団総合浄水場から送水される浄水を、一日あたり約８，０００? 牡丹平配水場で受水し、各家庭等に供給　　しています。

（２）袋地区簡易水道

地下水(深井戸)を取水し、浄水処理後、各家庭等に供給しています。

（３）大川原地区簡易水道

地下水(深井戸)を取水し、浄水処理後、各家庭等に供給しています。

３．水道水の状況

（１）黒石市上水道

黒石市の上水道は、津軽広域水道企業団から、全量浄水を受水しています。津軽広域水道企業団は浅瀬石川ダムを水源としているため、比較的水質は安定しています。また、津軽広域水道企業団は原水の水質を踏まえて、適正な浄水処理を行っていますので、水道水は水質基準を全て満たしており、安全で良質な水を供給しています。

（２）袋地区簡易水道

地下水(深井戸)を原水としているため、外的要因による原水汚染の可能性は少なく、水質も安定した状態にあります。水道水は、これまでの検査結果から水質基準を全て満たしており、良好で安全な水を供給しています。

（３）大川原地区簡易水道

地下水(深井戸)を原水としているため、外的要因による原水汚染の可能性は少なく、水質も安定した状態にあります。水道水は、これまでの検査結果から水質基準を全て満たしており、良好で安全な水を供給しています。

４．検査項目及び頻度

（１）毎日の検査

色、濁り及び残留塩素の検査は、水道法に基づき１日１回の検査を別表２－１～３のとおり行います。

（２）水質基準項目の検査(５１項目)

水質基準項目の検査は別表１－１～３のとおり行います。

① １ヶ月に１回の検査項目

下記の９項目については１ヶ月に１回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素［TOC］の量)、PH 値、味、臭気、色度、濁度

② ３ヶ月に１回の検査項目

３ヶ月に１回検査する項目は下記の１７項目です。

シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ク

ロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、ホウ素及びその化合物、1,4－ジオキサン、アルミニウム及びその化合物、非イオン界面活性剤、塩素酸

③ 全５１項目の検査は年１回実施します。

５．採水場所

（１）黒石市上水道（浄水のみ）

１）毎日検査については４箇所(追子野木、六郷、北、市役所第２庁舎)の給水栓で行います。

２）毎月検査及びその他の検査は、配水系統を考慮して６箇所の給水栓で行います。４箇所(追子野木、浅瀬石、六郷、境松)の給水栓では毎月検査のみを行い、他の２箇所(長坂、北)の給水栓では毎月検査及びその他の検査を行います。

（２）袋地区簡易水道

１）原水については、地下水(深井戸)１箇所で毎月検査のほか、３ヶ月に１回クリプトスポリジウムの指標菌検査を実施します。また、４０項目(消毒副生成物１１項目を除く)を年１回実施します。

２）浄水については、毎日検査及びその他の検査を１箇所(花巻村づくりセンター)の給水栓で行います。

（３）大川原地区簡易水道

１）原水については、地下水(深井戸)１箇所で毎月検査のほか、３ヶ月に１回クリプトスポリジウムの指標菌検査を実施します。また、４０項目(消毒副生成物１１項目を除く)を年１回実施します。

２）浄水については、毎日検査及びその他の検査を１箇所(黒森会館)の給水栓で行います。

６．水質検査の方法

毎日の水質検査は、上下水道部水質検査担当者が行います。その他の検査については、国の登録を受けている民間の検査機関へ委託して行います。検査方法は、水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

７．臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を実施し、水道水の安全を確認します。

８．水質検査計画及び結果の公表について

採水場所ごとにその検査結果を統計的に過去の検査結果や基準値等と比較し、

次年度の検査計画に反映していきます。

水質検査計画や水質検査結果はホームページで公表します。また、上下水道部施設課でも閲覧できます。

９．関係者との連携

黒石市では、津軽広域水道企業団から浄水を受水しているため、これら関係機関と連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整えています。